

川崎市議会議会改革検討委員会の設置について（案）

（設置）

- 1 川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第2項の規定に基づき、次のとおり協議等の場を臨時に設置する。

（名称）

- 2 前項の協議等の場の名称は、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）とする。

（目的）

- 3 検討委員会は、議会改革に関する諸事項について協議又は調整を行う。

（構成員）

- 4 検討委員会は、会派から選出された議員により構成する。

（招集権者）

- 5 検討委員会は、委員長が招集する。

（設置期間）

- 6 検討委員会の設置期間は、議員任期満了の日までとする。